

(2) 男女共同参画に関する基本法制等

① 差別法 (Discrimination Act) ⁸⁹

男女共同参画の基本となる法律として、「差別法」が挙げられる(2008年制定、2009年施行。Swedish Code of Statutes 2008: 567)。差別法の制定に当たって、男女雇用機会均等法等7つの法律が統合された。

差別法では、民族・年齢・性向(特に同性愛・性同一性障害者など)による差別を禁止し、女性の職業生活における直接・間接の差別及び差別的所作を禁止する。

② 推進組織

○差別(均等)オンブズマン (Equality Ombudsman) ⁹⁰

企業、大学、学校等に対して、男女平等(男女平等計画の作成や俸給査定など)に関する法令遵守に対する監査を行なう行政機関であり、政府から任命される労働組合員、弁護士などから構成される。

2008年まで、機会均等オンブズマンが男女間の差別に関して監督・指導していたが、差別に関する法律が差別法として統合されたことに伴って、2009年1月から機会均等オンブズマン(the Equal Opportunities Ombudsman)、人種差別オンブズマン(the Ombudsman against Ethnic Discrimination)、障害者オンブズマン(the Disability Ombudsman)、性的指向オンブズマン(Ombudsman against Discrimination on Grounds of Sexual Orientation)という4つのオンブズマンが統合し、差別(均等)オンブズマンとして設立された。

差別オンブズマンでは、差別的な扱いを受けた者からの苦情申し立てを受け、事実関係の調査を行い、差別的な扱いから保護するためにアドバイスを行う。これによっても差別的な扱いが解消されない場合には差別委員会に報告され、さらに労働裁判所へ訴えが提起される可能性や、差別委員会の判断によって罰金が科される可能性もある。

また、差別オンブズマンは、企業、大学、学校などで差別法に基づいて差別を是正するための対策がとられるように監督を行う立場にあり、男女均等計画(Gender Equality Plans)や均等処遇計画(Equal Treatment Plans)をレビューする役割を担っている。

○県理事会 (County Administrative Board) ⁹¹

県理事会は、各県に設置されており、各地方行政が中央政府の目標を達成できるように、地方行政の状況を中央政府に伝えるなど、両者のパイプ役を務めている。その役割には、中央政府の男女平等政策に基づき各地方の男女平等を推進させることも含まれている。

⁸⁹ 北澤(2010)、内閣府(2011)およびThe Equality Ombudsman(2009)

(<http://www.government.se/content/1/c6/11/80/18/884944c1.pdf> (アクセス日:2015年3月3日)参照。

⁹⁰ 差別オンブズマンのウェブページ (<http://www.do.se/en/>, アクセス日:2015年3月17日)参照。

⁹¹ 県理事会のウェブページ (<http://www.lansstyrelsen.se/orebro/En/Pages/default.aspx>, アクセス日:2015年3月17日)参照。